

京都市告示第224号

平成14年5月1日京都市告示第150号(本市が処分する産業廃棄物)の一部を、平成20年10月1日から次のように改めます。

平成20年8月13日

京都市長 門川 大作

「1 種類」を次のように改める。

第1類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第2条

第1号(紙くず)、第2号(木くず)であって竹、小片又は建具若しくは家具に係るもの及び第3号(繊維くず)

第2類 令第2条第7号(ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は

除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず)及び第9号(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)。ただし、コンクリートくず及び第9号廃棄物のうち建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第6項に規定する特定建設資材廃棄物に該当するものについては、小片に限る。

第3類 令第2条第1号(紙くず)、第2号(木くず)及び第3号(繊維くず)に

掲げる産業廃棄物を焼却したもの

「3 搬入量」(2)中「50トン以下」を「20トン以下」に改める。

「3 搬入量」(3)中「第3類」を「令第2条第9号」に改める。

(環境局循環型社会推進部循環企画課)